

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の2第1項の規定により、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第10項の規定において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備（用排）事業宗谷堰3期地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年3月28日（月）から同年4月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 縦覧場所

- (1) 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所農林部農林整備課
- (2) 大仙市協和境字野田4番地 大仙市協和支所農林建設課